

Insurance solicitor authority

募集人の権限

保険販売には、保険募集人が契約の締結権限を有する「代理」と、契約の締結権限がなく契約締結の仲介を行う「媒介」があります。「代理」の場合、保険募集人が保険申込書を受領すれば契約が成立しますが、「媒介」の場合、保険募集人が保険申込書を受領しても契約が成立しません。その場合は、保険会社が契約の引受けを承諾して初めて契約が成立します。また、「代理」の場合には告知の受領権が与えられていますが、「媒介」の場合には告知の受領権は与えられていません。

●損害保険の募集人権限

損害保険の募集人権限は、通常は「代理」です。

よって、保険募集人が保険申込書を受領すれば契約が成立します。どのような引受権限が与えられているかは、代理店委託契約に明記されています。保険代理店は、引受権限のある契約についてのみ引受けすることができます。

●生命保険の募集人権限

生命保険の募集人権限は、「媒介」です。

よって、保険募集人が保険申込書を受領しても契約は成立しません。成立するには、保険会社が契約の引受けを承諾して初めて契約が成立します。